

## 生徒心得

本校の教育目標を達成するため、生徒の守るべき心得を次のように定める。

### I 礼儀

- 1 目上の人、また生徒に対しても真心と親しみをもって正しく挨拶をする。日常の会話では正しく明るい、品位ある言葉遣いをする。
- 2 校舎内で、先生や校外からの来訪者に会ったときは会釈をする。

### II 登下校

通学には制服を着用し、生徒手帳を携帯する。また、交通ルールを遵守し、事故のないように心がける。

- 1 登下校は、徒歩または自転車、公共交通機関の利用によるものとする。
- 2 交通法規、交通道徳をよく守り、積極的に安全の確保と事故防止に努める。
- 3 登下校の途中で好ましくない場所へ立ち寄らない。

### III 出欠席・忌引等

- 1 始業の5分前までに登校する。  
(8時35分までに校門を通過する)
- 2 正当な理由なく遅刻・欠席・欠課等をしてはならない。また、始業時から終業時までは許可なく校外へ出ない。
- 3 欠席・遅刻の場合は必ず保護者より事前に担任に電話等で連絡をとる。
- 4 就職や大学等の受験、公式試合等学校

が認めた事項について授業を欠いた場合は公欠扱いとし、欠席にはならない。但し授業は欠課となる。

- 5 忌引きの日数は次のとおりである。  
父 母……………7日以内  
祖父母……………3日以内  
兄弟姉妹……………3日以内  
3親等尊属……………1日  
従兄弟姉妹……………1日  
同居甥姪……………1日  
父母の年忌……………1日

### IV 所持品

- 1 高校生として相応しくない物品を所持しない。
- 2 貴重品や多額の金銭を持参しない。やむを得ぬ理由により持参したときは、その保管については特に留意する。
- 3 携帯電話・スマートフォンについては、緊急時のみ使用を認める。以下の留意事項を守ること。  
(1) 緊急時以外の使用(校内で鳴るもしくは使用する、登下校におけるながらスマホ)がわかった場合は、その場で預かり全日程終了後(登下校の場合はその場)に生徒本人に返却する。その後、担任より保護者へその旨を報告する。

- |                  |
|------------------|
| 1 回目：担任指導        |
| 2 回目：担任・学年指導部指導  |
| 3 回目：担任・学年主任指導   |
| 4 回目：担任・生徒指導主事指導 |
| 5 回目：担任・教頭指導     |

## V 服装等

1 制服とは、学校指定のブレザー、スラックス、スカート、カッターシャツ、カッターブラウス、ネクタイ、リボン、ベストをいう。

2 年間を通して制服の移行期間は設けず、各自で夏服か冬服のどちらかを判断し、着用する。また、登下校時も同様とする。

防寒着・防寒具についても、各自で着用の時期を判断する。双方において、季節にあった服装が望ましい。ただし、式典は下記のように統一する。

1 学期始業式 ……冬服

1 学期終業式 ……夏服

2 学期始業式 ……夏服

2 学期終業式 ……冬服

3 学期始業式 ……冬服

3 学期終業式 ……冬服

卒業式 ……冬服

夏服は、以下のⅠ型～Ⅲ型の中から選択すること。

Ⅰ型・スラックス+カッターシャツ(半袖・長袖)

Ⅱ型・スラックス+カッターブラウス(半袖・長袖)+リボン

Ⅲ型・スカート+カッターブラウス(半袖・長袖)+リボン

冬服は、以下のⅠ型～Ⅲ型の中から選択すること。

Ⅰ型・スラックス+カッターシャツ(長袖)+ネクタイ+ブレザー+(ベスト)

Ⅱ型・スラックス+カッターブラウス(長袖)+リボン+ブレザー+(ベスト)

Ⅲ型・スカート+カッターブラウス(長袖)+リボン+ブレザー+(ベスト)

いずれも、学校指定のものを着用すること。制服の加工はしない。場合によっては、再度制服を購入することもある。

3 防寒着、防寒具等

防寒着、防寒具等については、次の点を

確認すること。

(1) 防寒着はブレザーの上に着用すること。また、制服に調和した華美でないものとし、フロント部分がファスナーやボタン等で留められるものとする。

(2) トレーナー、パーカー(フーディ)、ニット類、ボアジャケット系のもの、ベンチコートは着用しない。

(3) 色は、黒、紺、白等をベースとした華美でないものとする。

(4) 高価でないものが望ましい。中学校で使用していたウインドブレーカーは認める。

(5) ストッキングの色は黒、うすだいの無地とし、ストッキングの上に靴下を着用すること。

(6) マフラーおよび手袋は防寒具として着用できるが、登下校時のみとする。

(7) 膝掛けは11月から3月まで使用可とする。

4 靴

高校生らしく華美でないものとする。

但し、ハンドバッグやポーチ類に関しては禁止とする。

5 履物

(1) 校舎内では各学年色分けされている学校指定のスリッパを使用すること。

(2) 校舎外ではスニーカー、ローファー類の靴を履くこと。

## VI 身だしなみ（頭髪等）

服装・頭髪は、常に清潔を保つよう心がける。卒業後に社会人として活躍できるよう礼儀やマナーを意識し、日頃から就職試験、入学試験に臨むことができる身だしなみで生活する。また、身だしなみを通して、一社会人として求められる教養や心構えを身に付けることを目的とする。

- 1 頭髪は高校生としてふさわしい、常に清潔感のある自然な髪型とする。
  - (1) ヘアアイロン、パーマメント、脱色、染色、整髪料の使用、その他人工的な加工等はしないこと。
  - (2) 髪留め等は、黒・紺・茶を基調とし、華美でないものとする。
- 2 口紅(色つきリップを含む)マニキュア、アイプチ等の化粧はしない。
- 3 カラーコンタクト、ネックレス、ピアス、指輪等の装身具を使用しない。
- 4 靴下は白または黒・紺色を基調とする単色でワンポイントは可とする（上部分ライン・メーカー）。長さの基準は、膝下の長さとする。ルーズソックスやニーハイソックスを着用しない、またくるぶしが隠れるソックスを着用する。

## VII 学習

- 1 始業の合図までには教室に入り、着席の上、授業の準備をする。
- 2 授業の開始・終了の際には、全員起立・礼をする。
- 3 机上には、授業に必要なもの以外のものは置かない。
- 4 私語は慎み、学習に専念する。

- 5 宿題、その他の提出物は期日を守る。

## VIII 考査

考査は平素の学習の成果を点検する機会でもあり、全力を傾け公正な態度で受験する。

- 1 考査を無断、または正当な理由なく欠席しない。やむを得ない理由で欠席する場合には、速やかに学校に届ける。
- 2 不正行為は絶対にしない。不正行為があった時は特別指導とする。
- 3 保健室受験は原則として認めない。
- 4 定期考査の実施期日については、以下により年間5回実施する。
  - (1) 第1学期中間考査 5月  
第1学期期末考査 6月
  - (2) 第2学期中間考査 10月  
第2学期期末考査 11月
  - (3) 学年末考査 2月
- 5 課題考査(夏・冬)の取扱いは、定期考査に準ずる。
- 6 考査発表後から考査終了までは勉学を中心とし、同期間の部活動は原則として行わない。

## IX 校内生活

- 1 教室及び廊下では静粛にし、他の迷惑にならないよう心がける。
- 2 校内では、原則名札を着用する。
- 3 学校の清潔・整理整頓・美化に留意し、清らかな落ちついた雰囲気をつくる。
- 4 公共物を大切にし、破損、または汚損しないよう注意する。万一破損または汚損した場合には速やかに担任に申し出て指示を受ける。

- 5 清掃その他自分の果たすべき責任は誠意をもって行う。
- 6 施設や備品を使用する場合は関係の先生に願い出て許可を受ける。
- 7 休日における生徒のみでの学校施設の使用は認めない。
- 8 金銭の無断徴収、金品の授受、貸借を禁止する。
- 9 暴力行為、いじめ、ゆすり、たかり等は絶対にしない。
- 10 完全下校時間は午後6時30分とする。

## X 校外生活

- 1 無断外泊はしない。
- 2 夜間のみだりに外出しない。
- 3 在学中は、オートバイ・自動車等の免許をとらない。乗らない。買わない。他人の車に乗せてもらわない。
- 4 飲酒、喫煙、シンナー、覚醒剤等の薬物は違法行為であり、絶対にしない。

## XI 許可を要する事項

- 1 早退及び登校後校外に出る必要がある場合は、担任の許可を受ける。
- 2 規定以外の服装をする必要がある場合は、担任及び生徒指導部の許可を受ける。
- 3 自転車通学の者は自転車通学許可願を生徒指導部に届け出て指示に従う。

## XII 届出を要する事項

- 1 住所の移動、身上の変動、その他必要と認めることは、遅滞なく担任に届ける。
- 2 遅刻、欠課などの場合は担任並びに教

科担任にその理由を申し出て承認を得る。また、遅刻をした場合は、その日のうちに入室許可願を必ず提出する。

- 3 入学試験や就職試験の受験、対外試合や競技会等へ出場する場合は届け出る。
- 4 卒業、在学、成績、身分等の証明書並びに学校生徒旅客運賃割引証などの交付を願い出る場合は、所定の手続きを経て受領する。

## XIII 自転車通学における留意事項

- 1 道路交通法を遵守すること（交通事故の被害者・加害者にならない）。
- 2 傘さし運転、二人乗り、携帯電話・スマートフォン・イヤホンを使用しながらの運転、信号無視は厳禁である（雨合羽を常備する）。
- 3 自転車は、クラスごと指定の自転車置き場に整理整頓し駐輪する。（他クラスや他の人の迷惑にならないようにする。）
- 4 自転車には、許可ステッカーを貼る。
- 5 自転車の買い替え等で、許可ステッカーの再発行が必要な生徒は速やかに生徒指導部へ申し出る。
- 6 自転車通学の許可範囲は、「入学者のしおり」にある学校周辺地図の太枠外となっている。
- 7 自転車通学者（自宅から学校）には、通学証明書は発行されない。
- 8 江南駅からの自転車通学は認めていない。
- 9 自転車乗車時はヘルメットの着用が努力義務であるため、ヘルメットの着用に努める。

## XIV アルバイト

高校生の本分は学業であり、部活動である。そうした学校生活を第一に考え、アルバイトは原則禁止とする。

## XV 自動車学校について

愛知県の高中生への交通安全指導「四ない運動」により、原動機付自転車・二輪車・自動車等の運転免許に関して、在学中の取得については禁止とする。ただし、第3学年生徒において卒業後の進路の便宜を図るため、自動車普通免許及び自動車準中型免許に関し、自動車学校入校を認める。自動車学校入校に関する案内は、別途指示をする。

## XVI その他

### 早退

やむを得ない理由で早退をする場合は、生徒手帳の諸届欄に必要事項を記入し、担任の先生の許可を受けて早退をする。具体的な早退の手続きについては、以下のとおり行うこと。

- 1 事前にわかっている場合（通院・家事都合等）
  - (1) 保護者から担任に連絡  
(不在の場合は副担・学年主任、以下同じ)
  - (2) 生徒手帳の諸届欄に記入の上、担任に提出して許可をもらう。
- 2 体調が悪くて早退をする場合
  - (1) 保健室に行き養護教諭と相談する。
  - (2) 早退を指示された場合は、担任に申し出て保健室利用票を渡す。
  - (3) 担任に保護者へ連絡をとってもらう。
  - (4) 生徒手帳の諸届欄に記入の上担任に提出し許可をもらう。

### 3 その他の場合

- (1) 担任に申し出て許可をもらう。
- (2) 許可が得られた場合は生徒手帳の諸届欄に記入する。

### 欠席指導

本校においては、将来、社会人として「責任感を持って仕事に取り組む」ということを身につけてもらうために、以下の要領で欠席指導を行っている。ただし、理由（交通事故・通院等）によっては、欠席指導の対象外とする場合がある。

#### 通期に欠席

- 4日……担任による指導
- 7日……学年主任による指導
- 9日……保護者来校学年主任による指導

### 遅刻指導

本校においては、将来、社会人としての最低限の常識の一つである「時間を守る」ということを身につけてもらうために以下の要領で遅刻指導を行っている。

本校の遅刻は、門限遅刻（指導部遅刻）と本遅刻（教務上の遅刻）と分けて指導をしている。

- 1 門限遅刻（指導部遅刻）8時35分～8時40分
  - (1) 校門で点検
  - (2) その日の帰りまでにクラスボックスに配布された個人宛て連絡票を帰りのS Tで受け取り担任指導を受ける。
  - (3) 担任を通じ3・6・9・9回以降の連絡票を受け取った生徒は、当日の帰りに生徒指導部から指導を受ける。
  - (4) 門限遅刻回数が多い生徒は、以下の要領で登校する。

学期に3回……連続3日間  
学期に6回……連続5日間  
学期に9回……保護者来校の上、指導部指導  
学期に9回以降……その都度連続5日間

(5) 生徒は、8時20分までに職員室前廊  
下で担当の先生の点検を受ける。

2 本遅刻(教務上の遅刻)8時40分ST(教室)  
8時40分に間に合わなかった生徒は、  
一律に本遅刻とする。本遅刻生徒(8時  
40分以降入室の生徒)は、職員室に入室  
許可願を取りに行く。

本遅刻の回数の多い生徒は、以下の指導  
を受ける。

学期に3回……担任・学年主任指導  
学期に6回……指導部指導  
学期に9回……保護者来校教頭指導

(留意事項)

本遅刻に関しては、一定の理由の下(交通  
事故・通院等)やむを得ず遅刻をした場合  
は、担任にその旨を申し出、入室許可願にそ  
の理由を記入すること。内容によっては、遅  
刻指導の対象外とする場合がある。

特別指導

次のような場合は、懲戒の対象とする。

- 1 教師への指導拒否・暴言・非礼
- 2 暴力・暴行・傷害等
- 3 いじめ・嫌がらせ等(性的嫌がらせを含む)
- 4 窃盗・万引き・恐喝
- 5 薬物乱用等
- 6 無断免許取得
- 7 無免許運転・交通違反
- 8 考査における不正行為

- 9 喫煙・同席、煙草・喫煙具等の所持
- 10 飲酒・同席
- 11 無断アルバイト
- 12 家出
- 13 深夜徘徊
- 14 怠学・怠業
- 15 情報モラル違反等
- 16 器物損壊(校外外、机上等の落書きを含む)
- 17 刃物等、危険物の所持
- 18 頭髪・服装規定の度重なる違反
- 19 その他の問題行動(社会性の欠如や校則違反等)

現在適用されている内容について検討す  
る際の手順について

- ①議員および風紀委員を中心に各クラス  
で意見を集約する。また、PTA理事会  
等で保護者とも意見交換を行う。
- ②生徒会執行部会(生徒)、特別活動部会、  
生徒指導部会、企画委員会、PTA定期  
役員会、職員会議で検討後、学校長が承  
認する。

なお、以上の内容は令和5年4月時点  
のものであり、今後変更する可能性がある。